

## 【協議事項】

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について

市内循環バスの運行に当たっては、国庫補助金の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用しています。

当該補助金は「地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援」するもので、市内循環バスの各コースが補助対象地域間幹線系統「五霞町役場～幸手駅線」と接続をするフィーダー系統であることから、市内循環バスが補助対象となっています。

当該補助金の交付を受けようとする場合は、本公共交通会議において市内循環バス路線の役割や目標設定等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」を定め、国から計画の認定を受ける必要があることから協議をお願いするものです。

---

参考：過去の補助活用実績（デマンド交通運行期間中のもの）

年度	補助対象期間	補助金額
H28	平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月	2, 227, 000 円
H29	平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	4, 252, 000 円
H30	平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	3, 844, 000 円
R1	平成 30 年 10 月～令和元年 9 月	4, 955, 000 円
R2	令和元年 10 月～令和 2 年 9 月	3, 868, 000 円
R3	令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月	4, 529, 000 円

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

令和4年6月23日

（名称）幸手市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称													
幸手市地域内フィーダー系統確保維持計画													
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性													
<p>幸手市は、国道4号線を中心に市街地が発達し、病院や商業施設も国道4号線沿いに集中している。一方で居住地や公共施設は郊外にも拡散している。</p> <p>市の公共交通としては鉄道、路線バス、タクシーが挙げられ、路線バスについては、東武日光線幸手駅をはじめ、鉄道駅へと接続する路線が市内・市外を通り放射状に延びている。</p> <p>このような状況の中で、市では平成27年10月から市内全域を運行区域とする予約制乗合運行のデマンド交通（区域運行型）を運行し、市民の日常生活を支える交通手段を確保してきたが、東西へと大きく広がる地勢であり、1便を1時間と設定していることから乗合率の向上が難しく、また、利用登録者数が4,000人を超える中、予約が取れないなどの声も多く、市民の移動ニーズに対して十分に答えられない状況があった。また、より多くの利用者が利用したい時に利用できるよう、車両を増やす必要があったが、事業費が膨らむ一方で、大きな改善を期待することは難しい状況であった。</p> <p>このため、市で運行する公共交通の利便性及び効率性を高めるための見直しを実施し、デマンド交通から、予約なしで利用ができ、多くの利用者に対応出来る定時定路線型の市内循環バスに令和4年1月から移行した。市内循環バスの運行に当たっては、補助対象地域間幹線系統（朝日自動車五霞町役場～幸手駅線）との接続を確保し、利用者のための停留所相互の案内等、乗継円滑化のための特段の措置を行うことで、市内の公共交通の利便性向上を図る。</p> <p>また、市内循環バスでは、デマンド交通利用者の主な目的地であった、中心市街地に点在している日常生活に必要な病院、商業施設、公共施設等を循環する路線を中心とし、東西地域からのアクセスも可能とした5系統を運行することで、増加する高齢者を中心としたより多くの市民の日常生活を支える交通手段を確保する。</p>													
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果													
(1) 事業の目標													
<p>① 年間利用者数</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）</td> <td>25,520人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）</td> <td>26,106人</td> </tr> <tr> <td>令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）</td> <td>26,692人</td> </tr> </table> <p>② 利用者1人当たりの市負担額（※国庫補助金の収入は含まない）</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）</td> <td>1,627.4円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）</td> <td>1,587.9円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）</td> <td>1,550円</td> </tr> </table>		令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）	25,520人	令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）	26,106人	令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）	26,692人	令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）	1,627.4円	令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）	1,587.9円	令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）	1,550円
令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）	25,520人												
令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）	26,106人												
令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）	26,692人												
令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）	1,627.4円												
令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）	1,587.9円												
令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）	1,550円												

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>市内循環バス路線を維持することにより、高齢者を中心とした市民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、鉄道及び既存路線バスと市内循環バスのネットワークが連携することで、効率的な公共交通の運行体系が実現できる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への周知・啓発のために市内循環バスリーフレットの市内公共施設等での継続した配布、地域の集まりへの出張説明、市広報紙への記事掲載等を実施し、利用促進を図る。(幸手市)</li> <li>・循環バスの待合スペースの利用又は1日乗車券の利用者に対する特典を提供する店舗、施設、企業等の協賛・協力を募り、循環バスの利便性の向上及び利用促進を図る。(幸手市)</li> <li>・コース間の乗り換えや路線バス相互の乗り換え方法の周知のため、希望する方へのマイ時刻表の作成やバス検索サイトにおける乗換情報検索環境の提供等、乗り換えに関する情報提供及び案内を積極的に行い、快適で効率的な利用を提供し、継続的な利用の定着を図る。(幸手市・事業者)</li> </ul>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<p>別添の表1のとおり。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>幸手市から運行事業者への委託料については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>中田商会株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<p>令和2年度</p> <p><u>第1回 令和2年7月16日</u></p> <p>(1) 市内公共交通利用者アンケート結果について報告</p> <p>(2) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認</p> <p><u>第2回 令和2年12月23日</u></p> <p>(1) 市内循環バス導入について協議、運行素案について承認</p> <p><u>第3回 令和3年3月25日</u></p> <p>(1) 市内循環バス運賃について協議・承認</p> <p>(2) 市内循環バス運行事業者の選定方法について報告</p> <p>令和3年度</p> <p><u>第1回 令和3年6月25日</u></p> <p>(1) 市内循環バス運行管理業務受託事業者について報告</p> <p>(2) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認</p> <p><u>第2回 令和3年8月27日</u></p> <p>(1) 市内循環バス事業・運行計画について協議・承認</p> <p>(2) 市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について協議・承認</p> <p><u>第3回 令和3年10月8日協議書送付（書面協議）</u></p> <p>(1) 市内循環バスの割引運賃対象者の追加について協議・承認</p> <p>令和4年度</p> <p><u>第1回 令和4年6月23日</u></p> <p>(1) 市内循環バス運行状況について報告</p> <p>(2) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議</p>

## 21. 利用者等の意見の反映状況

### (1) 市内循環バス運行開始前

市が発行している広報紙の令和2年3月号にアンケート用紙を折り込み、令和2年3月1日から3月31日までの1か月間、紙ベースと電子申請を利用したインターネットによる2種類の回答方法で市民を対象とした「市内公共交通利用者アンケート」を実施した。

アンケート結果のうち「今後幸手市内で運行を希望する市が運営する公共交通」の項目で、デマンド交通を希望する方が11.9%にとどまった一方で、循環バスを希望する方が73.8%と多く、市内循環バスの導入について市内で協議を進めることとなった。

その後、幸手市地域公共交通会議において市内循環バスの導入について協議及び合意が得られたため、本計画のとおり令和4年1月から市内循環バスの運行を開始した。

### (2) 市内循環バス運行開始後

令和4年4月から市内循環バス利用者を対象に車内アンケートを開始した。

車内にアンケート用紙を設置し、車内又は市役所の回収ボックス、FAXにより回収を行っている。

今後の市内循環バス運行の参考とするため、継続して実施し、意見集約を図っていく。

## 22. 協議会メンバーの構成員

幸手市長又はその指名するもの	幸手市総合政策部長
一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	朝日自動車(株)
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表	中田商会(株)、(株)東埼玉観光バス、幸手タクシー(有)、(有)共和タクシー
一般社団法人埼玉県バス協会の代表	一般社団法人埼玉県バス協会
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
住民または利用者の代表	幸手市区長会
埼玉県運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	朝日自動車労働組合
道路管理者又はその指名する者	埼玉県杉戸県土整備事務所
幸手警察署長又はその指名する者	幸手警察署
その他市長が必要と認める者	幸手市総務部長、健康福祉部長、建設経済部長、教育部長、埼玉県企画財政部交通政策課
事務局	幸手市市民生活部市民協働課

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県幸手市東4丁目6番8号

(所 属) 幸手市市民生活部市民協働課

(氏 名) 小林 昂司

(電 話) 0480-43-1111 内線173

(e-mail) [kyoudou@city.satte.lg.jp](mailto:kyoudou@city.satte.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
幸手市	中田商会(株)	(1) 中央コース	幸手市役所	東埼玉 総合病院	幸手市役所	(循環) 11.6 km	293 日	2,344回			路線定期運行	①	幸手市役所、埼玉り そな銀行前、幸手駅 東口バス停で補助対 象地域間幹線系統朝 日自動車五霞町役場 ～幸手駅線と接続	③
		(2) 東Aコース	保健福祉 総合セン ター	東公民館	幸手市役所	(循環) 20.6 km	293 日	1,172回			路線定期運行	①	幸手市役所で補助対 象地域間幹線系統朝 日自動車五霞町役場 ～幸手駅線と接続	③
		(3) 東Bコース	幸手市役所	東公民館	保健福祉 総合セン ター	(循環) 16.8 km	293 日	1,172回			路線定期運行	①	幸手市役所で補助対 象地域間幹線系統朝 日自動車五霞町役場 ～幸手駅線と接続	③
		(4) 西Aコース	幸手市役所	コミュニ ティセン ター	幸手市役所	(循環) 17 km	293 日	1,172回			路線定期運行	①	幸手市役所、桜堤入 口、北三丁目集会所 前、幸手駅西口バス 停で補助対象地域間 幹線系統朝日自動車 五霞町役場～幸手駅 線と接続	③
		(5) 西Bコース	幸手市役所	南公民館	幸手市役所	(循環) 12.4 km	293 日	1,172回			路線定期運行	①	幸手市役所、幸手駅 西口バス停で補助対 象地域間幹線系統朝 日自動車五霞町役場 ～幸手駅線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	幸手市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,205
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)